２０１６年2月２６日策定
２０２１年7月１９日改定

共同運用事業に係る運用基本方針

企業年金連合会（以下「連合会」という。）は、企業年金連合会規約第８５条の２に規定する共同運用事業に属する資産の運用に関し、共同運用事業運営規程第１１条に基づき次のとおり運用基本方針を定め、本基本方針に基づき共同運用事業資産の管理運用を行うこととする。

なお、企業年金連合会規約及び共同運用事業運営規程における用語の定義を、当該基本方針において準用する。

１．運用の目的

事業加入年金基金等(共同運用事業に加入する年金基金等)が支給する年金又は一時金につき一定額が確保されるよう、事業加入年金基金等の拠出金を原資として、事業加入年金基金等の年金給付等積立金又は積立金の額を付加することを目的に共同して運用を行う。

２．運用の効率性向上

共同運用事業における資産運用の効率性向上のため、連合会が管理運用する通算企業年金の資産の全部または一部と合算して運用を行う。

３．運用の目標

許容できるリスクの範囲内において、政策アセットミックスの期待リターン及び政策アセットミックスの基準値に基づき算出した複合ベンチマークを長期的に上回ることを目標とする。

４．資産構成割合及び投資対象

資産構成割合及び投資対象は、以下のとおりとする。

（１）政策アセットミックス

債券８０％：グローバル株式２０％

時価の変動等による±５％までの乖離を許容範囲とする。

債券には外国債券及び債券代替運用を組み入れることができるものとするが、それに伴う為替リスクについては、債券エクスポージャー全体の２０％を許容範囲とする。

（２）ベンチマーク

債券　　：ブルームバーグ日本総合インデックス

グローバル株式　　：ＭＳＣＩ（ＡＣＷＩ、円換算・配当再投資・Ｎｅｔ）

（３）投資対象資産及び戦略

国内外の債券と国内外の株式を主な投資対象とするが、債券の代替投資として、ヘッジファンド投資、不動産投資、インフラストラクチャー投資、マルチアセット戦略を投資対象とする。また、これらを投資対象とする各運用ファンドにおいては、金融派生商品（デリバティブズ取引）に投資することができる。

また、為替リスクの管理を目的とした為替オーバーレイ戦略による為替管理を行う。

（４）オルタナティブ投資の方針

① ヘッジファンド投資

ヘッジファンド投資は、絶対リターンの獲得を目的として、当該総資産の１５％を上限に債券エクスポージャーの一部として投資を行う。

② インカムゲイン重視の債券代替投資

長期的なインカムゲインの獲得を主たる目的とし、債券エクスポージャーの一部として、当該総資産の２０％を上限に以下の投資を行う。

ア）不動産投資

イ）インフラストラクチャー投資

ウ）安定的インカム投資（インフラデット、ダイレクトレンディング、ロイヤルティ戦略、資産リース、保険関連投資、農業・森林投資及びその他ファイナンス等）

５．運用受託機関及び資産管理機関の評価及び選定

連合会は、「企業年金連合会　年金資産運用の基本方針」（以下「連合会基本方針」という。）及び「企業年金連合会　年金資産運用の実施戦略」（以下「実施戦略」という。）に基づき、運用受託機関及び資産管理機関の評価を行い、その選定、変更は、「企業年金連合会年金資産運用管理規程」（以下「運用管理規程」という。）において定める。

６．運用受託機関及び資産管理機関の管理に関する事項

連合会は、運用受託機関に対し運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに、連合会基本方針及び実施戦略の規定に基づき運用受託機関の管理を行う。

７．自家運用（インハウス）

連合会は、資産運用の効率化に資するため、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第６３号（平成２５年改正法））附則第３８条第２項の規定により読み替えられた同条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第１６４条第３項において準用する改正前厚生年金保険法第１３６条の３第１項第４号及び同項第５号の規定に基づき、資産の一部について自ら管理運用業務を行う。

自家運用は、連合会基本方針及び実施戦略の規定に基づき行う。

８．運用状況及び実施状況の報告等

（１）運用状況報告書

連合会は、毎月末を基準として共同運用事業における運用状況に関する報告書を事業加入年金基金等に送付する。

（２）決算時の報告

連合会は、各事業加入年金基金等の決算期末を基準として、決算及び事業（業務）報告書に係る共同運用事業の内訳に関する報告書を事業加入年金基金等に送付する。

（３）説明会

連合会は、共同運用事業の運用状況及び実施状況に関する説明会を年１回以上開催する

（４）事業の実施状況

連合会は、共同運用事業の実施状況について、ホームページ等を通じて開示する。

９．本基本方針の変更等

本基本方針を変更する場合は、事前に事業加入年金基金等に通知を行う。ただし、安全かつ効率的な運用のため臨時急施を要する等、事前に通知できない場合には、事後、速やかに連絡するものとする。

なお、連合会理事長による決定事項（実施戦略の変更及び運用管理規程第６条に定める理事長決定事項（運用受託機関の変更、ベンチマークの変更、リバランスの実施等））については、事前の通知は行わないものとする。

附　則

この基本方針は、共同運用事業の認可の日（２０１６年6月２７日）から施行する。

この基本方針は、２０１６年8月２４日から適用する。

この基本方針は、２０１６年１１月３０日から施行する。

この基本方針は、２０２１年7月１９日から施行する。